

土地改良区に対する農地転用等の通知と 農地転用等決済金の納付について（お願い）

土 地 改 良 区

○土地改良区へも通知が必要です！

あなたが、この度、転用されました農地は、当土地改良区の地区内にありますので、土地改良法第42条及び第43条の規定により、土地改良区への通知と決済金の納付が義務づけられています。

したがいまして、至急、当土地改良区あて「農地転用・地区除外」の手続きをして下さい。

なお、この件についてのお問い合わせは、裏面（参考）をご覧下さい。

(参考)決済金の納付手続きについて

※ 10円未満切り上げ

対象区域	該当土地改良区	所在地	決済金額
高安・大正・竹渕・龜井・太子堂・跡部を除く全区域	築留土地改良区	柏原市上市 2-7-32 Tel 072 (972) 0761	4条⇒1m ² 60円 5条⇒1m ² 60円
大正(全部)・龜井(全部)・竹渕(全部)・跡部(全部) 太子堂(全部)・志紀(一部)	青地井出口土地改良区	柏原市古町 2-7-8 Tel 072 (972) 0164	4条⇒1m ² 60円 5条⇒1m ² 80円
★ 萱振町1丁目(一部)～7丁目 ★ 楠根町1丁目・2丁目(一部)・3丁目(一部)・4丁目・5丁目 ★ 山賀町1丁目(一部)・2丁目・3丁目・5丁目・6丁目 ★ 長池町1丁目 ★ 緑ヶ丘1丁目(一部)・4丁目(一部) ★ 小畠町1丁目 ★ 北本町4丁目(一部) ★ 新家町1丁目～8丁目	楠根川沿岸 第2土地改良区	八尾市萱振町 5-15 (事務取扱者) 大阪中河内農協萱振支店 Tel (923) 4021	4条⇒1m ² 50円 5条⇒1m ² 50円
	築留土地改良区	(前掲)	(前掲)
★ 山賀町1丁目(一部)・4丁目 ★ 泉町1丁目～3丁目 ★ 幸町1丁目～5丁目 ★ 堤町3丁目 ★ 桂町1丁目～6丁目 ★ 高砂町1丁目～5丁目 ★ 小畠町2丁目～5丁目 ★ 長池町2丁目～5丁目 ★ 緑ヶ丘2丁目～5丁目	楠根川沿岸 第3土地改良区	八尾市服部川 1-34-1 (事務取扱者) 大阪中河内農協 営農経済部 Tel (943) 2832	4条⇒1m ² 50円 5条⇒1m ² 50円
	築留土地改良区	(前掲)	(前掲)
★ 太田新町1丁目～9丁目	旧阪神飛行場 土地改良区	八尾市太田 2-158 (事務取扱者) 大阪中河内農協大正支店 Tel (949) 5201	4条⇒1m ² 20円 5条⇒1m ² 20円
	青地井出口土地改良区	(前掲)	(前掲)

※ 築留土地改良区については、農業委員会事務局において事務取扱を行なっています。